

公 示 日 : 2021 年 6 月 30 日

調達管理番号 : 21a00429

国 名 : インドネシア

担 当 部 署 : 地球環境部防災グループ防災第二チーム

調 達 件 名 : インドネシア国沿岸でのレジリエント社会構築のための新しい
持続性システム (SATREPS) 詳細計画策定調査 (沿岸防災)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 沿岸防災
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業 務 の 種 類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 8 月下旬から 2021 年 11 月中旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.70M/M、国内 0.50M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地調査期間	整理期間
5 日	21 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 7 月 21 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 8 月 5 日 (木) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	沿岸防災関連事業・調査
対象国	インドネシア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

インドネシアは世界最大の島嶼国で、海岸線全長は世界第 2 位の約 55,000km で日本の約 2 倍の長さを有しており、近年の目覚ましい経済開発によって沿岸域の高度利用が加速している。その一方で、急速かつ無計画な沿岸域の開発などによる沿岸漂砂や土砂供給バランスの変化、気候変動に伴う海水面の上昇や高波の高頻度・強大化、地盤沈下等による海岸侵食が深刻な問題となっており、インドネシア海洋水産省 (MMAF) のデータではインドネシア全土における 2000-2014 年の総侵食面積は約 3 万ヘクタール、海岸線の約 6,300 キロメートルが影響を受け、沿岸生態系の衰退による年間損失は 22 億米ドルに及ぶとされる。また、プレート境界域に位置していることから地震・津波が多発しており、2004 年のスマトラ沖地震津波や 2018 年の中部スラウェシ地震津波をはじめ、津波による被害も各地で発生している。

インドネシア政府は、海洋関連インフラの整備、海上貿易、内国海運振興による均衡ある発展を優先政策として掲げている。国家開発企画庁 (BAPPENAS) が策定した国家中期開発計画 (RPJMN 2020-2024)」においては、ジャワ島北部の 5 つの都市の海岸保全が重点課題の一つに挙げられており、構造物対策として海岸防護構造物の建設や地盤沈下のモニタリング体制の整備、非構造物対策として統合沿岸開発計画の策定等の実施が掲げられている。日本は、バリ島にお

いて有償資金協力事業「バリ海岸保全事業（フェーズ 1 は 2008 年完了。現在フェーズ 2 を実施中）」を実施しており、養浜、護岸、突堤などによる海岸保全対策の実施と能力強化に大きく貢献している。

しかしながら、上述のとおりインドネシアは世界でも有数の長さの海岸線を有しており、そのなかには現在課題を有している海岸だけでなく、将来的に課題が顕在化する海岸が多く存在していることから、同国全土において実効的な海岸保全対策を進めていくためには、インドネシア政府自らが海岸保全を優先的に取り組む政策として位置づけ、具体的な対策を実施していく必要がある。一方で、①長期的かつ体系だった海岸保全に関する法制度や方針、戦略が未策定、②海岸特性に応じた海岸保全事業の計画・実施に係る体制や人材育成の不備、③海岸保全に関わる多様かつ複雑なステークホルダー内での連携や防護、環境、利用を含む包括的な海岸保全に対する意識醸成が不十分、④海岸侵食や沿岸災害のリスク及び開発による人為的な海岸改変の影響を考慮しない沿岸開発の進行、といった課題を抱えている。また、海岸特性を考慮しない画一的かつ場当たりな防護対策によって、汀線後退を助長している事例も見られる。

こうした状況の中、インドネシア政府より、「最新の技術と科学的知見に基づいた沿岸地域の防護機能向上及び社会実装手法の構築、ならびにモニタリング網の整備と解析技術の移転を通じて、防災・環境・経済の調和のとれた沿岸地域の創造を実現すること」を目的とした地球規模課題対応国際科学技術協力（以下、「SATREPS」という。）が要請された。

本業務従事者に加えて別途派遣予定の評価分析分野の団員と共に関連情報を収集・分析した上で、調査団員として派遣される JICA 職員及び日本から遠隔で参加する研究者チームとともに本プロジェクトに係る協力枠組み、実施体制、成果と活動を整理する。また、整理内容を踏まえてプロジェクト内容をバンドン工科大学を代表とする先方実施機関と確認・協議し、協議議事録(M/M)で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPS の趣旨・目的・制度及び手続き等を把握の上、評価分析団員と協力し、報告書（案）全体の取りまとめや議事録作成へ協力する。また、遠隔から調査に参加する研究者チームからの調査・分析依頼や資料収集依頼に協力し、評価分析団員や調査団員として派遣される JICA 職員では及ばない技術的視点から調査を支援する。

具体的担当事項は次のとおりとする。なお、調査項目は JICA 側と相談のうえ他分野の団員と役割分担し、重複しないよう適宜調整すること。

- (1) 準備期間（2021 年 8 月下旬）

- ① 要請背景及び協力内容を把握（要請書・暫定研究計画書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 当該分野に係る既存の文献、類似する事業等の報告書等の収集・分析を行い、特に以下についてレビューを行う。
 - ア) インドネシアの担当分野に係る政策・計画状況
 - イ) インドネシアにおける担当分野に関する、他ドナーを含む既往、計画中の関連案件
 - ウ) インドネシアの担当分野に係る課題整理
- ③ 他分野の団員と調整の上、インドネシア側関係機関（現時点で、バンドン工科大学を代表に 12 機関が挙げられている）に対する担当分野にかかる質問票（案）（和文）を作成する。可能な限り、現地調査前までに回答を受領し、十分に事前分析できるように配布及び回収時期・方法等を工夫すること。
- ④ JICA 職員が作成する、対処方針（案）、Minutes of Meeting (M/M)（案）、Record of Discussions (R/D)（案）について、担当分野の観点からコメントする。
- ⑤ 詳細計画策定調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2021 年 9 月上旬から 2021 年 9 月下旬まで）

【評価分析団員と共通】

- ① JICA インドネシア事務所等との打合せ・C/P 機関との協議に参加し、本プロジェクトの事前調査を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
- ② プロジェクト関係者に対して、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票を回収、整理するとともに追加情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。
- ④ 他団員と協力し、各ヒアリングの議事録作成及び担当分野に係る情報・資料を収集し、現況を把握する。
- ⑤ 調査結果や他団員及びインドネシア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、担当分野について、PDM（案）及び P0（案）の作成に協力する。
- ⑥ 国内準備並びに上記①～⑤で得られた結果をもとに、担当分野について、他の調査団員及びインドネシア側 C/P 等とともに評価 6 項目の観点から評価を行い、事業事前評価表（案）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 調査結果や他団員及びインドネシア側 C/P 等からのコメント等を踏ま

えた上で、担当分野について PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。

- ⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA インドネシア事務所等への報告に参加する。

【担当分野】

- ⑥ インドネシア沿岸部における防災計画、防災事業や環境保全の現状を収集し、現況を把握する(構造物対策、各種観測機材の整備状況、植林環境保全や避難訓練など非構造物の防災事業等)。
- ⑦ インドネシア沿岸部における防災事業・保全事業に関する組織・法令・制度に関する情報の収集と、その運用実態・現状を確認する。
- ⑧ インドネシア沿岸部における防災事業・保全事業に関する組織に関し、人員、予算、技術レベル等の情報を収集する。
- ⑨ インドネシア国に設置されている各種モニタリング機材やその通信設備について、機材の使用・維持管理状況を確認し、その課題を把握する。
- ⑩ 本事業で供与が想定される機材につき、当該国沿岸部へ機材を整備する際の課題を機材自体の技術面(性能・耐久性)と供与先の組織体制面(保守管理体制)といった観点で分析する。
- ⑪ 日本から遠隔で参加する研究者側の依頼に基づき、協議に必要な事前情報収集を行う。
- ⑫ JICA Climate Fit を用いて、本事業対象地域における気候変動影響に係るリスク評価と特定されたリスクが本事業によって緩和される可能性の検討を行う。

(3) 整理期間（2021年9月下旬～10月中旬）

【評価分析団員と共通】

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 担当分野の詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021年10月29日（金）までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 担当分野にかかる詳細計画策定調査結果報告書（和文）
- ② 事業事前評価表（案）（和文）

③ 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ジャカルタ⇒日本を標準とします。
- (2) コロナ対策に関連する経費
見積書にはPCR検査代及び隔離期間の待機費用等は計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2021年9月5日～2021年9月25日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。また新型コロナウイルスに関連して、公示時点でインドネシア渡航後に5日間の強制隔離が義務づけられており、当該期間は指定の滞在先にて過ごしていただきます（直接人件費相当額、日当及び宿泊費が支払い対象となります）。上記現地業務期間には強制隔離期間は含みませんので、現地業務開始までに強制隔離期間を終える日程で渡航をお願いします。また、帰国後については日本政府の方針に基づいた隔離措置を遵守いただきます。

② 現地業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
 - イ) 協力企画（JICA）
 - ウ) 研究代表（研究者代表）
 - エ) 研究主幹（JST）
 - オ) オブザーバー（JST）
 - カ) 沿岸防災（本件担当コンサルタント）
 - キ) 評価分析（JICAが別途契約するコンサルタント）
- なお、上記団員うち現時点で研究代表及びJSTはオンラインにて参加

予定。

③ 便宜供与内容

JICA インドネシア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、関係機関へのアレンジについては、当該コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当機構地球環境部防災グループ防災第二チーム代表アドレス (gegdm@jica.go.jp) から配布します。配布を希望される方は代表アドレス宛てにメールをお送りください。

・要請書(英文)

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館等のウェブサイトで公開されています。

・2021年度SATREPS新規採択案件の決定について

https://www.jica.go.jp/press/2021/20210520_41.html

・研究課題の概要

<https://www.jst.go.jp/pr/info/info1377/besshi2.html>

・インドネシア共和国 広域防災システム整備計画準備調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000016783>

・インドネシアにおけるJICA事業の足跡に関する情報収集・確認調査

<https://www.jica.go.jp/indonesia/office/others/footprint.html>

・インドネシア国防災分野における情報収集・確認調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000041316>

・バリ海岸保全事業(ODA 見える化サイト)

<https://www.jica.go.jp/oda/project/IP-475/index.html>

・インドネシア国 バリ海岸保全事業(II)協力準備調査最終報告書

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000010497>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上